

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

## 未分割財産から生ずる所得は誰のもの

Q: 亡くなった父の財産の中に賃貸アパートがありますが、遺言がなく誰が相続するかは現在協議中です。アパートの家賃収入については、とりあえず私名義で預金していますが、この場合私の所得として申告してよいのでしょうか。

A: 民法898条では、共同相続財産について遺産分割が行われていない場合のその相続財産は、各共同相続人の共有に属するものとされています。

このことから、その相続財産から生ずる所得は、各共同相続人に、その相続分に応じて帰属するものと解することができます。

したがって、遺産分割の協議が調わないため、共同相続人のうちの特定の人が管理しているような場合であっても、その特定の人がその遺産を相続したわけではありませんので、その人に所得が帰属しているとして申告することはできません。

未分割の相続財産から生ずる不動産所得については、分割が行われるまでは相続人の法定相続分に応じて申告することになります。

なお、将来遺産分割が行われた場合には、その分割後に生じた不動産所得は実際に相続した人の相続分に応じて申告することになります。

